

別紙 1：各種認定手続一覧

1 4月下旬までに申請が必要な書類

加算名	対象施設	認定時期（予定）	申請（協議）様式等
障害児保育費 ・ 通常保育 ・ 休日保育 ・ 一時保育 ・ 年度限定保育	対象施設のみ	夏頃	障害児保育費認定協議書 ・ 書面による認定（その1）及び行動確認等を要する認定（その2）（夏頃） ※いずれも保育職員の加配が前提です。 <u>※令和7年度から認定方法の変更を予定しています。申請方法及び様式・添付書類の詳細については別途申請案内等で御説明いたします。</u>

2 5月上旬までに申請が必要な書類

加算名	対象施設	認定時期（予定）	申請様式等
処遇改善等加算Ⅰの加算率	全施設	6月末	処遇改善等加算Ⅰに係る加算率認定申請書 【添付書類】 ・ 平均勤続年数計算書 ・ 処遇改善等加算率算定職員台帳 ・ 在職証明書 ・ 資格証 など <u>※処遇改善等加算の一本化により必要書類が追加、変更する可能性があるため、変更等があった場合は別途お知らせいたします。</u> ※処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの賃金改善計画書等の提出については、詳細が確定次第、別途お知らせします。

3 5月末までに申請が必要な書類

加算名	対象施設	認定時期（予定）	申請様式等
3歳児配置改善加算	対象施設のみ	6月末	3歳児配置改善加算認定申請書
4歳以上児配置改善加算	対象施設のみ		4歳以上児配置改善加算認定申請書 ※4歳以上児配置改善加算は、チーム保育推進加算と重複して加算を取得することができないため御注意ください。
事務職員雇上費加算	全施設		事務職員雇上費加算認定申請書
栄養管理加算	対象施設のみ		栄養管理加算認定申請書 ※4月又は5月から栄養士を雇用している場合に必要です。 ※年度途中で栄養士を雇用した場合は年度内において初めて適用となる月の翌月までに申請してください。 ※調理員のみ雇用している場合は申請不要です。
減価償却費加算	対象施設のみ ※既に認定済の園は除く		減価償却費加算認定申請書 【添付書類】 ・建物の整備又は取得の契約書類の写し等
賃借料加算 市賃借料加算	・対象となる新設園 ・定員、賃料等に変更のあった施設		賃借料加算等認定申請書 【添付書類】 ・賃貸借契約書の写し ・平面図（園舎・園庭の認可面積の確定等が必要なため）

4 6月末までに申請が必要な書類

加算名	対象施設	認定時期（予定）	申請様式等
休日保育加算	対象施設のみ	7月末	休日保育加算認定申請書 【添付書類】 ・休日保育事業利用実績表（前年度分と当年度4月～5月分）

5 12月末までに申請が必要な書類

加算名	対象施設	認定時期（予定）	申請様式等
高齢者等活躍促進加算	対象施設のみ	2 月末	高齢者等活躍促進加算認定申請書 【添付書類】 - 対象職員名簿 - 対象職員雇用時間積算表 - 該当者であることを確認できる書類 - 雇用契約書の写し - 出勤簿又はタイムカードの写し
施設機能強化推進費加算	対象施設のみ		施設機能強化推進費加算認定申請書 【添付書類】 - 購入物品等一覧 - 年間の防災計画等の写し - 積算根拠となる書類の写し
小学校接続加算	対象施設のみ		小学校接続加算認定申請書 【添付書類】 - 連携・接続の担当に関する業務分掌を証する書類 - 小学校と協働して編成したカリキュラムの写しまたはカリキュラム編成に着手していることを証する書類
第三者評価受審加算 市第三者評価受審加算	対象施設のみ		第三者評価受審加算認定申請書 【添付書類】 評価機関との契約書の写し

6 加算率認定が影響する加算の申請（加算率の認定後）

加算名	対象施設	認定時期（予定）	申請（協議）様式等
チーム保育推進加算	対象施設のみ	8 月末	チーム保育推進加算認定申請書 ※処遇改善等加算Ⅰの認定に係る平均勤続年数が確定後、申請案内を開始します。

7 障害児保育費認定が影響する加算の申請（障害児保育費の認定後）

加算名	対象施設	認定時期（予定）	申請様式等
主任保育士専任加算 市主任保育士専任加算	対象施設のみ	障害児保育費 認定後	主任保育士専任加算等申請書 ※令和7年度から加算の要件として災害時における地域支援の取組を追加する予定です。
療育支援加算	障害児保育費の認定と主任保育士専任加算の認定があった施設		療育支援加算認定申請書 【添付書類】 ・特別児童扶養手当の支給を受けている場合はそのことを証する書類（取扱注意）

8 随時、申請が必要な書類

加算名	対象施設	認定時期（予定）	申請様式等
産休等代替臨時職員雇用費	対象施設のみ	随時	産休等代替臨時職員雇用費認定申請書 【添付書類】 ・出産予定日と出産日が分かる書類の写し（産休の場合） ・病休期間が分かるものの写し（病休の場合） ・産休等職員の出勤簿及び給与明細の写し ・代替臨時職員の雇用契約書の写し ・代替臨時職員の出勤簿及び給与明細並びに通勤届等の写し ・代替臨時職員の資格証の写し（保育士、看護師、栄養士のとき）
施設長未配置減算	施設長を設置していない施設		施設長未配置減算認定申請書 ※ 実際に施設長がいる場合でも、職員配置上、施設長として専従できていない際は必要となります。
土曜日閉所減算	対象施設のみ		土曜日閉所減算認定申請書 ※ 土曜日の閉所日数に応じて減算となります。 ※ 該当する場合に申請が必要です。
定員恒常的超過減算	対象施設のみ	未定	定員超過減算認定申請書 ※減算の適用についてはシステム改修を要するため、詳細は追ってお知らせいたします。